



あなたは国民年金の加入者？

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。自営業者だけではなく、会社員や公務員、専業主婦や学生なども、みんな国民年金に加入し、「基礎年金」という共通の年金が受けられるしくみです。

○あなたの年金は何階建て？

国民年金からは、みんなに基礎年金が支給され、厚生年金や共済組合などに加入している人には、基礎年金に上乗せする年金が支給されます。このような年金制度のしくみを「二階建ての給付」といいます。

○あなたは何号被保険者？

国民年金の加入者は、保険料の納めかたにより、第1号〜3号被保険者の3つの種別に分かれています。

第1号被保険者は、送付される納付書により、保険料を納めます。第2号、第3号被保険者は、国民年金保険料を個別に納める必要はありません。



○60歳以降も希望により加入できます（任意加入）

「年金額が満額に達しない」「受給資格期間が不足している」という60歳以上65歳未満の人は、任意加入して、保険料を納めることができます。

また、昭和40年4月1日以前生まれで受給資格期間が不足している人は70歳になるまで加入できる特例があります。

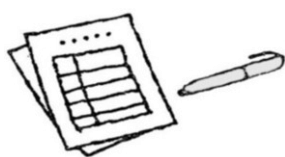
○第1号被保険者の2階部分

★国民年金基金&

確定拠出年金（個人型）

自営業などの第1号被保険者は、老齢基礎年金に上乗せする年金として、国民年金基金や確定拠出年金（個人型）に任意で加入することができます。

これらは、公的年金に準ずる制度のため、掛金は全額所得控除となり、所得税や住民税が安くなるというメリットがあります。



知ってる？お得な納めかた

国民年金の保険料は、送付される納付書にもとづき毎月納めます。

保険料は月額1万5,020円です。

ただし、口座振替にしたり、まとめて納める前納にしたりすると、割引があります。

納め方	1年分の保険料額	割引額
現金で月々納める	18万 240円	—
現金で1年分を前納する	17万7,040円	3,200円
口座振替で月々納める（早割利用）	17万9,640円	600円
口座振替で1年分を前納する	17万6,460円	3,780円

◇お問い合わせ先

住民課 戸籍年金医療グループ

（電話 34-2121 内線 413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話 0166-72-5002）